

特集

友好自治体宿泊施設利用助成制度のご案内

本村と友好自治体提携を結ぶ愛知県豊根村、鹿児島県南種子町と石川県輪島市の対象宿泊施設を観光で利用する場合、宿泊の割引を受けることができます。ぜひご利用ください。

●対象者

- ・在住の方
- ・在勤の方とその同居の家族

※在住の方は在住が証明できる書類、在勤の方は在勤が証明できる書類をお持ちください。

●対象施設

- ・友好自治体の観光協会等が指定する宿泊施設

※対象の宿泊施設については、村公式ホームページまたは今月号の差込みチラシをご覧ください。

●助成区分・金額

区分		助成金額
キャンプ場	棟単位で 設定されるもの	1棟1泊 3,000円
	室単位で 設定されるもの	1室1泊 3,000円
	区画単位で 設定されるもの	1区画1泊 3,000円
ホテル・旅館等の宿泊施設		大人(中学生以上)1人1泊 3,000円 小人(小学生)1人1泊 1,500円

●利用の流れ

- ①対象施設を予約する。(助成券を利用する予定であることを伝える)
- ②宿泊施設を利用する1週間前(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)までに、総務部企画課で助成申請書を記入し、助成券を受け取る。
- ③宿泊施設に助成券を持参し、精算時に提出する。
※宿泊費から助成金額を引いた残額を宿泊施設に支払う。
- ④利用後2週間以内に、利用者アンケートを記入し郵便ポストに入れる。

●注意事項

- ・申請がない場合や、宿泊先に助成券を提出し忘れた場合は、助成を受けられません。
- ・この制度は、宿泊施設で現地支払(精算)する場合のみ適用されますので、料金等を事前に支払う宿泊プラン等では助成を受けられません。
- ・対象となる宿泊施設は、変更する可能性があります。
- ・宿泊施設を観光で利用する場合に限ります。
- ・条件(宿泊代金が助成額以下等)により助成が受けられない場合があります。
- ・状況により、通常の営業と異なる場合があります。詳しくは各宿泊施設にお問合せください。

●問合せ先 総務部企画課